

「先進技術活用による地域開発プロジェクト」企画・広報・運營業務委託 企画提案の募集要領

1 趣旨

本要領は、「先進技術活用による地域開発プロジェクト」企画・広報・運營業務委託における企画提案を募集し、プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定める。

2 目的

企業等が行う革新的な技術・サービスの実証プロジェクトを誘致することにより、地域課題の解決を図る。

については、その業務を効果的に実施するための企画・広報・運營業務にかかる企画提案を募集する。

「先進技術活用による地域開発プロジェクト」制度概要

① 課題解決枠…市町から抽出した地域課題を解決する民間事業者を募集

対象者 企業等（NPO等民間団体や大学・個人事業主も含む）

対象経費 地域とともに取り組む革新的な技術やサービスの社会実証に係る経費の一部

上限額・補助率 3,000千円/件 1/2（3件程度）

② 自由提案枠…民間事業者の独創的で先進的な発想を活用して地域課題解決に資する提案を募集

対象者 企業等（NPO等民間団体や大学・個人事業主も含む）

対象経費 地域とともに取り組む革新的な技術やサービスの社会実証に係る経費の一部

上限額・補助率 3,000千円/件 1/2（3件程度）

③ 地域開発プロジェクト（別枠）

市町から抽出した、今後エリア開発によりブランディングを図っていききたい地域・案件に
県外の地方創生事業に精通した投資プレイヤー（人材・企業等）を呼び込むため、ホーム
ページに掲載し、PRする。

3 企画提案を募集する委託業務内容

「先進技術活用による地域開発プロジェクト」実施に関する企画・広報・運營業務とする。

(1) 企画業務

企画提案（テーマ検討、募集・広報手段等）、実施計画策定、企画調整打合せ など

※テーマは上記記載の3テーマ（課題解決枠・自由提案枠・地域開発プロジェクト）

(2) 広報業務

事業の周知広報（ホームページ・応募フォーム作成、SNS等を使った企業等への周知）

(3) 運營業務

事業提案募集、審査会、進捗管理（地域課題解決に向けた事業者・地域住民との調整）、成果報告会の開催、社会実装につなげるための採択事業者への伴走支援 など

4 企画提案に係る仕様

(1) 市町から抽出した地域課題（課題解決枠）のブラッシュアップ

委託者（福井県）が提案するテーマについて、応募事業者にとって魅力的なビジネスチャンスとなるよう、課題を明確化（課題の背景や記載意図、不足する情報など、課題の詳細を把握）することとし、その手法について、提案すること。

(2) 提案募集要領および情報発信用のホームページ等の作成・運営

募集する事業者は、法人もしくは個人事業主とし、所在地は問わない。また、実証実験ができるプロダクト（技術・サービス）を有する事業者とする。

事業の周知広報用ホームページは、原則として『CO-FUKUI』
[\(https://co-fukui.jp/\)](https://co-fukui.jp/) を活用することとし、当該ホームページの使用に必要となる手続きや費用は受託者の負担とする。なお、これにより難しい場合は、新たに専用のホームページを作成することも可能とするが、この場合は、ホームページの構成をイメージ図やイラストを用いて提案するとともに、『CO-FUKUI』に代わる事業の愛称も提案すること。

民間事業者からの興味関心を引くために、ホームページにおいて、どのような工夫をするのか提案すること。

(3) 情報発信および支援の対象となりうる事業者へのアプローチ

提案募集に向けては、WEB掲載用の原稿を作成すること。

また、ターゲット広告やチラシ、SNS等の各種媒体を用いた情報発信を行うこととし、どのように事業者へアプローチ（応募を促す声掛け）していくのか具体的に提案すること。（広報媒体や広報資料は、福井県未来戦略課の事前承認を受けること）

なお、地域開発プロジェクトについては、県外投資プレイヤーを呼び込むための営業ツールとして市町から抽出した開発希望エリアをホームページに掲載すること。

(4) 提案状況並びに進捗管理

応募状況については週次で委託者に報告すること。

なお、提案募集件数については課題解決枠・自由提案枠で各10件程度を目標とし、募集締め切り1週間前でも提案件数が少ない場合は、個別に事業者へ声掛けを行うこと。

(5) 事業者の選定（書面審査、審査会の開催）

応募があった提案の中から実証実験を行う事業者を選定する（全体で6事業を選定）。

選定にあたっては、受託者において事前に1次書面審査を行い、2次審査はそれぞれの分野の外部有識者等で組織する審査委員会を設置し、審査を行う。なお、2次審査については、受託者は審査委員ではないが、審査の運営事務を行うとともに、2次審査後スムーズに実証事業が開始できるよう、1次審査を通過した事業者と対話し、市町にも働きかけながら実証先の確保に努めること。

(6) 成果報告会の開催

実証事業を翌年度以降他市町でも横展開していくための成果報告会を開催すること。
オンラインでの開催も可能とする。

(7) 社会実装につなげるための採択事業者に対する伴走支援

実証事業で終わらずに、翌年度以降社会実装につなげていくために、採択事業者に対してどのような伴走支援を行っていくのか、より具体的に提案をすること。

(共通事項)

全体を通して、以下に定める業務を行うこととする。

- ・委託者と事業者の打ち合わせの連絡調整、ファシリテート
- ・事業者の計画策定支援、地域課題解決可能性の見極めなど計画のブラッシュアップおよび事業実施中の進捗管理
- ・地域住民への説明、実証実験・社会実装（地域課題解決）のための各種調整
- ・外国語での対応が必要となった場合の翻訳
- ・実証や社会実装に係る経費等に対する県や市町の他支援策の紹介

(その他)

- ・企画提案書（様式1）は、上記の仕様等を踏まえた上で、提案の特徴を明確にするとともに、業務を実現するために可能な限り具体的な内容を記載すること。
- ・企画提案の内容については、採用決定後に県未来戦略課と協議の上、一部変更して実施することがある。
- ・実施に当たっては、可能な限り「福井県庁グリーン購入推進方針」（平成13年4月27日）に基づき、環境物品等の調達に努めなければならない。

5 提案募集から事業実施までのスケジュール（想定）

下記の事業実施のスケジュールも参考に、事業スケジュールを提案すること。

- 4月 受託者決定、市町課題のブラッシュアップ
- 5月 専用HP公開開始、事業者の募集開始
- 6月 1次審査（書面）
- 7月 実証想定先へのアプローチ、2次審査（対面）、補助金交付決定
- 8月 実証実験開始
- 令和7年2月末 実証期間終了
- 3月 成果報告書の提出とりまとめ・終了評価
成果報告会の開催・委託業務実績報告書の提出

6 予算限度額

委託料14,872千円

（消費税および地方消費税を含む。ただし、消費税率は10%とする。）

7 参加方法等について

(1) 参加者の要件

企画提案書を提出することができる者は、次の要件をすべて満たす者とする。

共同事業体等、複数者から成る組織による参加も可能とする。ただし、当該共同事業体の構成員全員が下記①～⑥の条件を全て満たすこと。

- ① 福井県財務規則（昭和39年4月1日福井県規則第11号）第146条の規定に準じ、競争入札参加資格を有する者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に準じた者でないこと。
- ③ 参加資格認定の日において、現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- ④ 参加資格認定の日において、会社更生法（昭和27年法律第172号）に準じた更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に準じた再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑤ 福井県の全ての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。
- ⑥ 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。または左記の要件を満たす複数の事業者で構成される事業体であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(2) 参加資格認定の申請

企画提案を行おうとする者は、次のとおり申請し、参加資格の認定を受けなければならない。

① 提出期限	令和6年3月1日（金）17時 必着
② 提出方法	持参または郵送等（郵送等の場合は、書類の收受に争いが生じないよう、配達記録の残る書留郵便等を利用してください。）
③ 提出部数	1部
④ 提出先	福井県未来創造部未来戦略課（福井県庁7階）
⑤ 提出書類	ア 企画提案参加申込書（様式2） イ 福井県競争入札参加資格通知書の写し ウ 企画提案参加事業者の概要、事業内容、運営体制等が分かる書類（会社案内等）

	エ 登記簿謄本の写しまたは登記事項証明書の写しもしくは個人事業の開廃業等届出書の控えの写し オ 直近2期分の決算報告書（貸借対照表および損益計算書）の写し カ 県税事務所または嶺南振興局が発行する県税に滞納がない旨の証明書 キ 過去に実施した同種または類似業務の概要（様式4）※ ※類似業務の実績がある場合に提出 ク 共同事業体協定書兼委任状（様式3）※ ※共同事業体等による申請を行う場合に提出
--	--

(3) 資格審査の結果通知

上記(2)により、企画提案参加申込書を提出した者については、参加資格要件を審査し、その結果を令和6年3月8日（金）までに書面により通知する。なお、参加資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさないと判断した理由を書面に記載する。

(4) 企画提案書の提出

参加資格の認定を受けた者は、次のとおり企画提案書を提出すること。なお、提出後の提出書類の追加および変更は認めない。

また、参加資格認定後に、企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を企画提案書の提出期限までに提出すること。

① 提出期限	令和6年3月19日（火）12時 必着
② 提出方法	持参または郵送等（郵送等の場合は、書類の収受に争いが生じないように、配達記録の残る書留郵便等を利用してください。） なお、メールでも電子データを送付すること。
② 提出部数	4部
③ 提出先	福井県未来創造部未来戦略課（福井県庁7階）
⑤ 提出書類	企画提案書（様式1）
⑥ 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案に係る経費はすべて提案者の負担とする。 ・提出された書類は、一切返却しない。 ・提出された企画提案書は、審査に必要な範囲内において複製することがある。

8 質問および回答

質問は、必ず「質問票」（別紙様式5）により、令和6年3月7日（木）17時（必着）までに福井県未来戦略課宛へ提出すること。（電子メール可）

9 委託先候補者の選定等

(1) 企画提案書の審査

選定委員会において総合的に審査した上で、委託先候補者を選定する。選定委員会の実施日は、3月26日（火）を予定しており、企画提案者によるプレゼンテーションを行うこととする。なお、プレゼンテーション日時等の詳細は別途提案者に連絡する。

(2) 審査方法

選定委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、企画提案書等の内容(実施内容、実現性、体制、経費など)について、公正な審査を行う。選定委員会の審査において、最も評価の高かった提案者を委託先候補者として選定する。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、提案者全員に対し、書面により通知する。

10 契約の締結

県は、委託先候補者として選定された者と企画提案書等の内容を元に、業務履行に必要な具体的な協議を行った上で、随意契約による委託契約を締結する。

また、次の場合には、県は契約締結を取り消す場合がある。

- ① 委託先候補者として選定された者が、契約の締結に応じないとき
- ② 財務状況の悪化等により業務の履行が確実でない恐れがあるとき
- ③ その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または著しく不適當となるような事情が生じた場合

11 再委託

本委託業務の全てを再委託することは一切認めない。ただし、必要により一部を再委託する場合は、県との協議の上その承諾を得るものとする。

12 打合せ

本業務を進めるにあたっては、福井県未来戦略課担当者と打合せをすることとし、その際には、受託者は県に日程等の調整を依頼することとする。

なお、打合せに係る費用等は、受託者が負担することとする。

13 問い合わせ先

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1
福井県未来創造部未来戦略課(担当 松田・斉藤・木内)
TEL: 0776-20-0226
E-mail: mirai-senryaku@pref.fukui.lg.jp